

筑後川合川地区及び宮ノ陣地区
筑後川の水辺空間を活用した賑わいづくり

実証実験 募集要項

令和6年7月

筑後川の水辺空間を活用した
賑わいづくり実証実験推進協議会

1. 筑後川の水辺空間を活用した賑わいづくり 実証実験の趣旨

久留米市街部を流下する筑後川は、日常的に散策やサイクリング、釣りやボートなど、郷土の川として市民に愛され、親しまれています。

筑後川は広い河川敷を有しており、この広い水辺空間を活用して、久留米市の活性化（賑わいの創出）を進めていきたいと考えています。

久留米市と国土交通省筑後川河川事務所では、令和元年から筑後川の水辺空間を活用した賑わいづくりのための実証実験を実施しています。

実証実験においては、一定条件のもと筑後川の水辺空間において、売店やオープンカフェ等の営業活動を実施することができます。実証実験の趣旨に賛同いただき、久留米市の賑わいづくりにつながる活動を希望する事業者を募集します。

実証実験により、市民のニーズや営業活動等による賑わいづくりの状況等を把握し、今後の利活用の進め方等に反映していきます。

- ※ 1 地元住民、市民団体、久留米市、国土交通省筑後川河川事務所等による組織（筑後川の水辺空間を活用した賑わいづくり実証実験推進協議会）により、応募者の審査を実施します。
- ※ 2 平成 23 年、河川敷地を占用する場合のルール「河川敷地占用許可準則」が改正され、「都市・地域再生等利用区域」に指定されれば民間事業者等も河川敷地を使用した飲食店や売店、オープンカフェ等の営業が可能になりました。
- ※ 3 令和 5 年度に選定された事業者は、令和 6 年度以降も継続して活動をおこなうことができます。令和 5 年度の申請時と活動内容等が変更・追加になる場合は、再度申請をお願いいたします。

2. 募集内容等

1) 実施箇所

筑後川本川：30k000周辺（左右岸及び水面）

※久留米市合川地区及び宮ノ陣地区周辺

2) 募集期間

2024年7月24日～2027年7月30日以内で、随時、募集する。

ただし、申請書の審査期間を要するため、事業を開始する2ヶ月前までに申請すること。

3) 実証実験の実施期間

2024年10月1日～2027年9月30日のうち、事業者が希望する期間

※原則午前8時～午後8時までの時間内で、事業者が希望する時間帯とするが、事業内容によって、開催時間の延長等は応相談とする。

4) 使用料等

無料（ただし河川区域内で一時占用を行う場合は占用料が必要な場合があります）

3. 応募資格

応募者は、本要項に定める内容及び条件等を十分理解し、かつ、社会的信用を有する者としします。また、次のいずれかの項目に該当する場合は、応募資格を有しないものとします。なお、応募以降、審査終了までに次の項目に該当した場合は、応募資格を失うものとします。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のアからオまでのいずれかに該当する者
 - ア 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
※役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ② 応募書類提出時、税金を滞納している者
- ③ 法令等の規定により許認可等が必要とされる場合は許認可等の条件となる免許を有していない者
- ④ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者
- ⑤ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする者
- ⑥ 社会通念上不適當あるいは違法なものを販売する者

4. 審査

筑後川の水辺空間を活用した賑わいづくり実証実験推進協議会において、審査基準に基づき、応募書類の審査を行い、実証実験の候補者を決定します。なお、必要に応じて、追加資料の提出及びヒアリングを実施する場合があります。

4. 1 審査基準

① 地域、実証実験への理解度

- ・筑後川の水辺空間の賑わい及び久留米市の活性化に寄与できる内容であるか。
- ・筑後川を活用する内容であるか。

② 周辺環境への配慮等

- ・実証実験実施後、退去時の現状回復及び甚大な影響が残らないことが、応募書類で確認できるか。
- ・筑後川の自然環境に配慮しごみや汚れがないよう、清掃等の対応が応募書類で確認でき、適切であるか。
- ・騒音、におい、ごみ等、周辺環境に配慮することが応募書類で確認でき、適切であるか。

③ 河川利用者、来場者への配慮

- ・他の河川利用者等の妨げにならないよう、配慮されているか。
- ・水難事故や交通事故等に対して来場者が安全に楽しめるよう、配慮されているか。
- ・利用者や来場者の苦情や事故等に対する対応が、応募書類で確認でき、適切であるか。
- ・損害保険、賠償責任保険等に参加する旨の記載が、応募書類で確認できるか。

④ 出水時等の緊急対応

- ・出水時等の緊急時における撤去・の計画があり、また、連絡体制等が確認できるか。

⑤ 関係法令等の対応

- ・河川管理及び公園管理上支障が無いことが応募書類で確認できるか。
- ・事業の運営にあたり河川法の手続きが必要な場合は別途必要な手続きを実施する旨の記載が、応募書類で確認できるか。
- ・飲食等の事業を実施する場合は、所管の保健所に必要な営業許可等の手続きを実施する旨の記載が、応募書類で確認できるか。

4. 2 選定事業者の決定及び審査結果の公表

- ① 筑後川の水辺空間を活用した賑わいづくり実証実験推進協議会の審査により選定された事業者には、様式5選定通知書を通知します。また、選定された事業者は、その名称を公表します。
- ② 審査の経過や内容、及び結果に対するお問合せ等には、一切応じません。

4. 3 募集・選定に関する留意事項

- ① 応募書類の提出後は、原則として記載内容の変更はできないものとします。
- ② 応募者が、次に掲げる事項に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、又は選定事業者の決定を取り消すことがあります。
 - ・応募書類に虚偽の記載があった場合
 - ・応募資格を満たしていないことが判明した場合

- ・著しく社会的信用を損なう行為により、応募者が施設使用者として業務を行うことについて、ふさわしくないと判断した場合

4. 4 個人情報の取り扱い

- ① ご提出頂いた申請書・添付資料等は返却いたしません。
- ② 申請書にご記入頂きました個人情報は、本実証実験の運営管理目的にのみ利用いたします。
ただし候補者として選定された事業者は、その名称を公表します。
- ③ ご記入頂きました個人情報は、必要なセキュリティ対策を講じて厳重に管理いたします。
- ④ ご記入いただきました個人情報の管理につて、本実証実験の管理運営のため個人情報保護に関する契約を締結した外部事業者に委託する場合があります。

4. 5 協議・調整

使用する場所や期間等について、事務局がヒアリング等を実施し、協議・調整を行います。

4. 6 事業の開始

- ① 選定された事業者は、募集要項及び選定通知書に基づき事業を行うこと。
- ② 事業開始にあたっては、下記の資料を作成し提出すること。
※事業内容によっては河川法に基づく占用許可申請手続きが必要となりますので、事業開始の2ヶ月前までご相談ください。

【提出資料（河川区域のみの使用）】河川管理者へ提出

- ・届出書または占用許可申請書（事前相談により決定）
- ・実施計画書
- ・協力者の暴力団排除に関する誓約書及び出店者名簿（選定事業者以外の者（協力者）が営利目的の活動を行う場合）
- ・他の法令に基づく許可関係資料（保健所への届出など）他の法令に基づく許可等が必要な場合は、その写し

【提出資料（河川区域と公園区域の重複区間を使用）】公園管理者へ提出

上記【提出資料（河川区域のみの使用）】に加え、下記資料を提出すること。

- ・公園使用・占用申請書
- ・公園使用・占用料減免申請

4. 7 事業実施上の留意点等

- ・大雨による水位上昇等、会場に危険が発生する可能性がある場合は、河川管理者の指示に従い、設置物の速やかな撤去・移動を行い避難すること。
- ・事業実施に必要な機材・備品等については、事業者側で準備すること。
（電気、音響、照明、水道、トイレ等はありません。）宮ノ陣地区は堤防上に水道、トイレあり。
- ・周囲からの苦情には、適切・真摯に対応すること。

5. 実証実験参加申請方法

所定の申請書に 必要事項を記入の上申請者が 郵送 または 持参（土日祝日を除く午前9時から午後5時 まで）してください。（申請書は筑後川河川事務所ホームページ <http://www.qsr.mlit.go.jp/chikugo/> からダウンロードできます）

提出様式：様式1号、様式2号、様式3号

提出先：国土交通省 筑後川河川事務所 河川環境課（TEL0942-33-9193、FAX0942-35-0229）

（筑後川の水辺空間を活用した賑わいづくり実証実験推進協議会 事務局）

〒830-8567 福岡県久留米市高野1丁目2番1号

※持参の場合、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで

6. 実施報告書及びアンケートの提出

実証実験実施後は、実施報告書及びアンケートの提出をお願いします。

筑後川の水辺空間を活用した賑わいづくり実証実験推進協議会 宛

住所（法人、団体にあつては所在地）

氏名（法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名）

実証実験参加申請書

筑後川の水辺空間の賑わいづくり実証実験の募集要項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 事業内容

2 活動のエリア

3 出店する店舗数

飲食店： 店舗、 売店： 店舗、 その他： 店舗

4 使用期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日（使用期間 日、実働見込み 日）

5 提出書類（各1部）

- ・暴力団の排除に関する誓約書兼同意書（様式2号）及び資料（役員等一覧表を含む）
- ・納税証明書（住所（所在地）を置く市町村等が発行した滞納のないことの証明書）
- ・賑わいづくり企画提案書（様式3号）

6 連絡先

担当者氏名（ふりがな）：

電 話：

F A X：

E-mail：

暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

筑後川の水辺空間を活用した賑わいづくり実証実験推進協議会 宛

住所

氏名

印

(生年月日: 年 月 日)

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、警察署に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を筑後川の水辺空間を活用した賑わいづくり実証実験推進協議会から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

記

1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (3) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (7) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(注) 1 個人の場合は氏名欄の下に生年月日を記載すること。

(注) 2 法人および団体の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

以上

賑わいづくり企画提案書

氏名（団体名称）	
企画概要 ①事業内容 ②出店期間 ③希望する場所	
工作物等配置図	
審査基準への適合	① 地域、実証実験への理解 ② 周辺環境への配慮、公共空間の適正管理 ③ 河川利用者、来場者への配慮 ④ 出水時等の緊急対応 ⑤ 関係法令の対応

※ 書ききれない場合は、別紙（様式自由）や図面等を添付してください。

実施報告書

氏名（名称）	
実施概要 ・ 事業内容 ・ 出店期間 ・ 使用エリア 等	
工作物等配置図	
緊急時（出水、地震台風等）の体制の有無、実施内容	（有り、無し）
審査基準への配慮（実施状況） 審査基準への配慮	① 地域、事業への理解度及び貢献度 ② 周辺環境への配慮、公共空間の適正管理 ③ 河川利用者、来場者への配慮 ④ 出水時の施設撤去 ⑤ 関係法令の対応
事業実施における課題	
事業実施の効果	

※ 必要に応じて、別紙や図面等を添付してください。

選定通知書

第 号
年 月 日

様

筑後川の水辺空間を活用した賑わいづくり実証実験推進協議会

年 月 日付けで、申請のありました賑わいづくり企画提案について次のとおり選定いたします。

使用する団体		所属	
事業内容			
出店期間			
希望する場所			
使用条件	○実証実験の趣旨に合っていること。また、様式 3 号の賑わいづくり企画提案書に記載のある内容以外の使用は禁止します。 【趣旨】筑後川を日常的に人が集う憩いの場、にぎわいの場、学びの場等として、より一層活用し、久留米市の活性化に寄与する取り組みであること ○以下の事項を実施できることを条件とします。 ・ 占用施設は使用期間満了、退去時には原状回復を行うこと。 ・ 出水時の施設撤去に関する計画があり、出水時に撤去対応が可能なこと。 ・ 周辺環境に配慮し、使用区域内にごみや汚れがないよう清掃等を心がけること。また、使用区域内で草丈が伸びイベント等の利用に支障がある場合は、事業者が除草作業及び処分を行ってよい。 ・ 騒音対策、煙害、におい、ごみ処分など周辺環境に十分配慮すること。 ・ 他の自由使用する利用者を妨げないこと。 ・ 苦情には適切、かつ、真摯に対応するとともに、その対応内容を筑後川の水辺空間を活用した賑わいづくり実証実験推進協議会に報告すること。 ・ 水難事故や使用区域内の交通事故等が発生しないように注意喚起すると共に避難指示を適時・的確に行うこと。 ・ 事業運営にあたっては、使用者及び第三者等に損害を与えた場合の損害賠償責任の履行に備え、損害保険、賠償責任保険等の保険に加入すること。また、加入保険証書の写しを筑後川の水辺空間を活用した賑わいづくり実証実験推進協議会に提出すること。 ・ 事業の運営にあたり河川法及び都市公園法の手続きが必要な場合は別途必要な手続きを実施し、許可書の写しを筑後川の水辺空間を活用した賑わいづくり実証実験推進協議会に提出すること。 ・ 飲食事業を実施する場合、所管保健所に必要な営業許可（臨時営業許可、露店営業許可等）や食中毒対策に関する保険等を申請・取得し、営業許可書の写しを筑後川の水辺空間を活用した賑わいづくり実証実験推進協議会に提出すること。		
緊急時の対応	・ 大雨や台風などの緊急時には、様式 3 記載の内容を遵守するとともに水位上昇の危険があるため、河川管理者国土交通省筑後川河川事務所、筑後川の水辺空間を活用した賑わいづくり実証実験推進協議会事務局の指示等に従い、設置物を川の外に退避させ、避難すること。		

実証実験実施対象予定箇所付近の航空写真



実証実験実施対象予定箇所

(参考) 実証実験箇所と占用状況について

